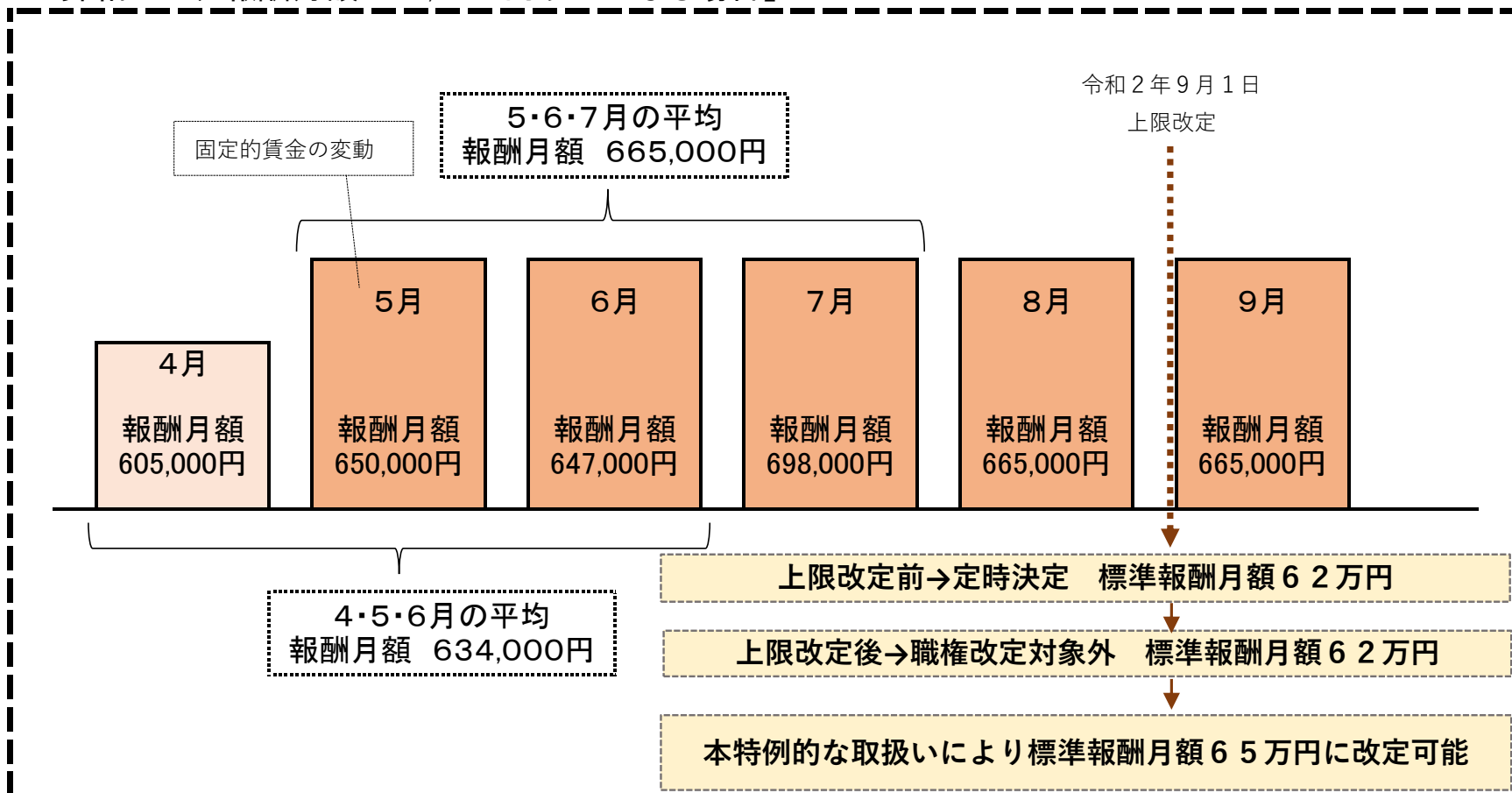


1.(1) 8月改定の随時改定(昇給等)【従前標準報酬月額62万円(報酬月額635,000円未満)で、昇給により 報酬月額665,000円以上になる場合】

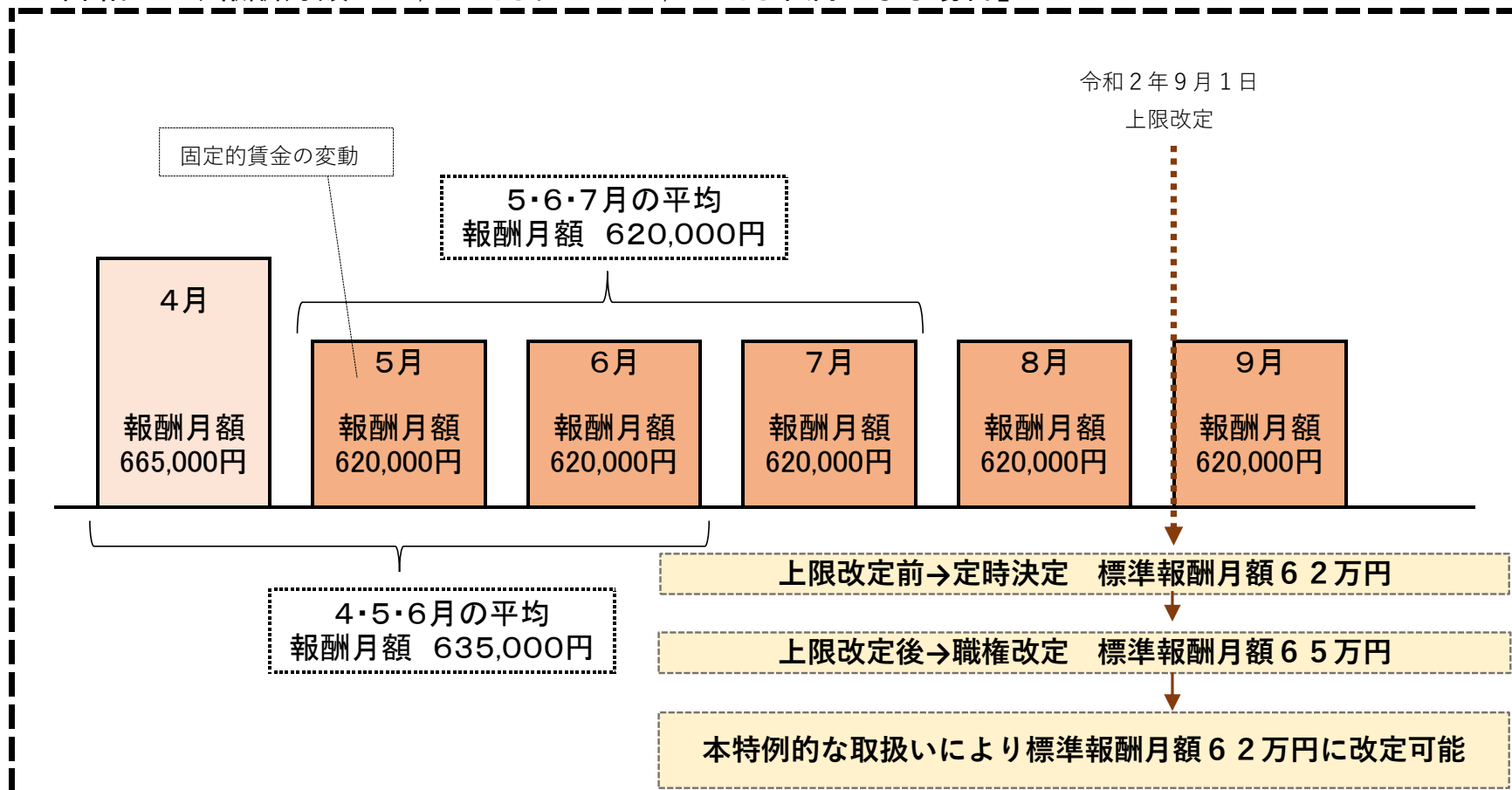


上限改定前の従前の標準報酬月額が62万円(報酬月額63万5千円未満)であったところ、令和2年5月に昇給等(固定的な賃金の変動)があり、5・6・7月の報酬月額の平均が66万5千円となった。しかし、令和2年8月時点(上限改定前)では月額変更には該当しないため、令和2年4・5・6月(定時決定)の報酬月額である63万4千円に基づき標準報酬月額が62万円(31等級)となったケース。

※ 令和2年5～7月の報酬月額の平均は66万5千円のため、実情に合わせて32等級・標準報酬月額65万円に改定することができます。

⇒ 令和2年9月の月額変更(31等級→32等級)を届出することができます。

1.(2) 8月改定の随時改定(降給等)【従前標準報酬月額62万円(報酬月額665,000円以上)で、降給により報酬月額605,000円以上635,000円未満になる場合】

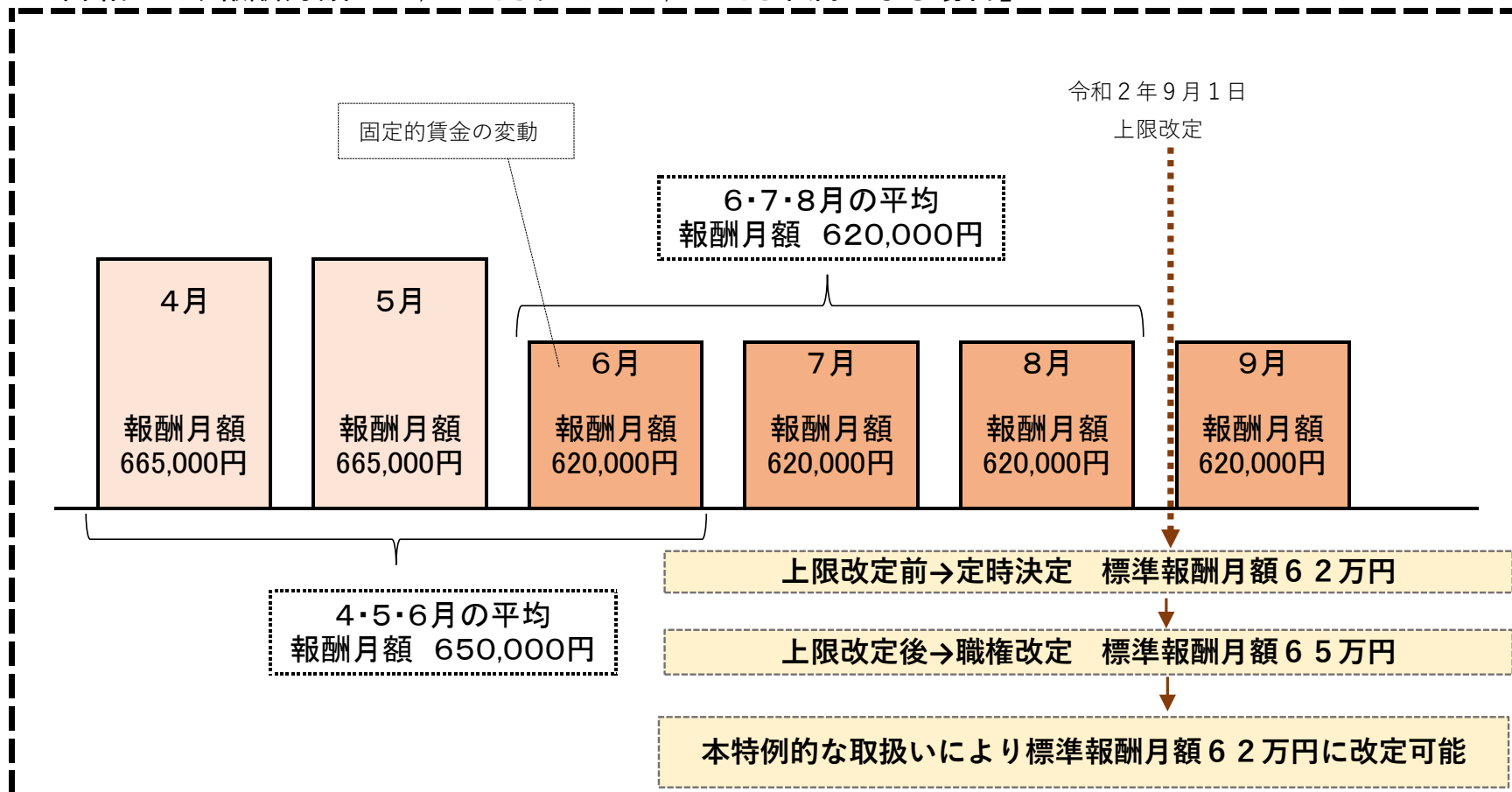


上限改定前の従前の標準報酬月額が62万円(報酬月額66万5千円以上)であったところ、令和2年5月に降給等(固定的な賃金の変動)があり、5・6・7月の報酬月額の平均が62万円となった。しかし、令和2年8月時点(上限改定前)では月額変更該当しないため、令和2年4・5・6月(定時決定)の報酬月額である63万5千円に基づき標準報酬月額が65万円(32等級)となったケース。

※ 令和2年5～7月の報酬月額の平均は62万円のため、実情に合わせて31等級・標準報酬月額62万円に改定することができます。

⇒ 令和2年9月の月額変更(32等級→31等級)を届出することができます。

1.(3) 9月改定の随時改定(降給等)【従前標準報酬月額62万円(報酬月額665,000円以上)で、降給により報酬月額605,000円以上635,000円未満になる場合】



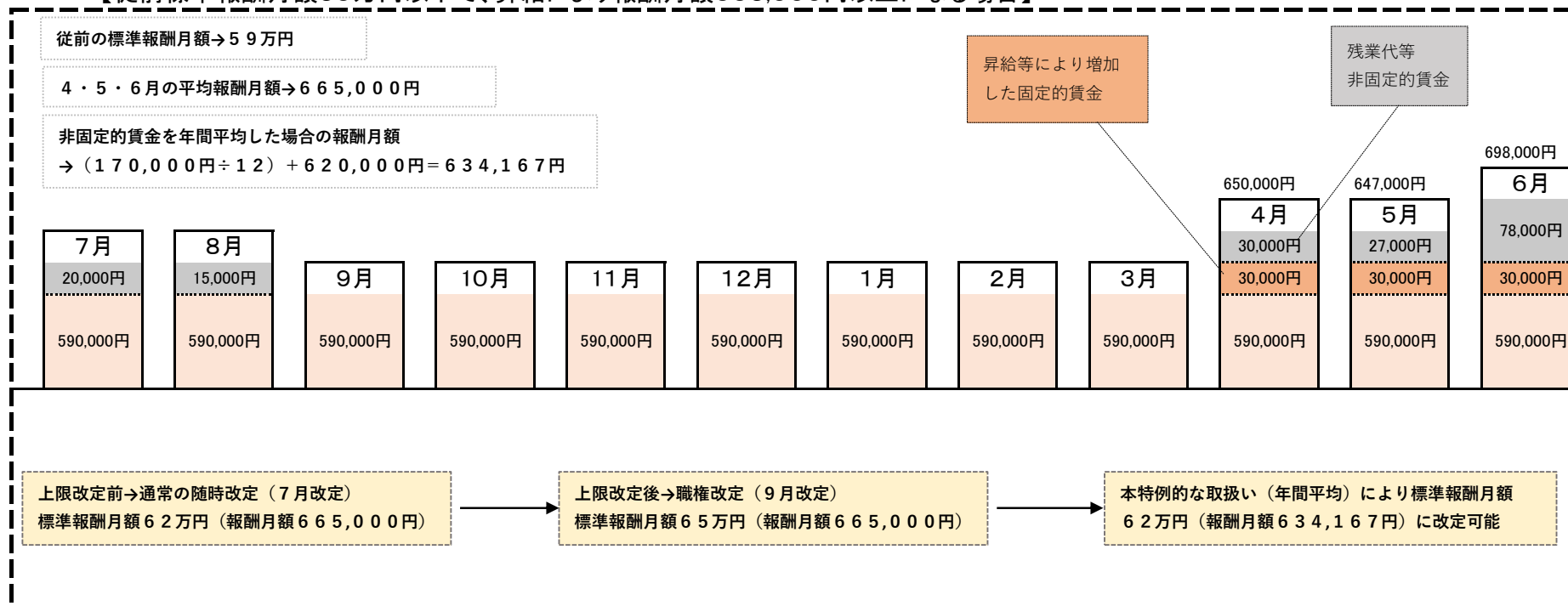
上限改定前の従前の標準報酬月額が62万円(報酬月額66万5千円以上)であったところ、令和2年6月に降給等(固定的な賃金の変動)があり、6・7・8月の報酬月額の平均が62万円となった。しかし、令和2年8月時点(上限改定前)では月額変更該当しないため、令和2年4・5・6月(定時決定)の報酬月額である65万円に基づき標準報酬月額が65万円(32等級)となったケース。

※ 令和2年6～8月の報酬月額の平均は62万円のため、実情に合わせて31等級・標準報酬月額62万円に改定することができます。

⇒ 令和2年9月の月額変更(32等級→31等級)を届出することができます。

2.(1) 7月改定の随時改定(昇給等)(年間平均)

【従前標準報酬月額59万円以下で、昇給により報酬月額665,000円以上になる場合】



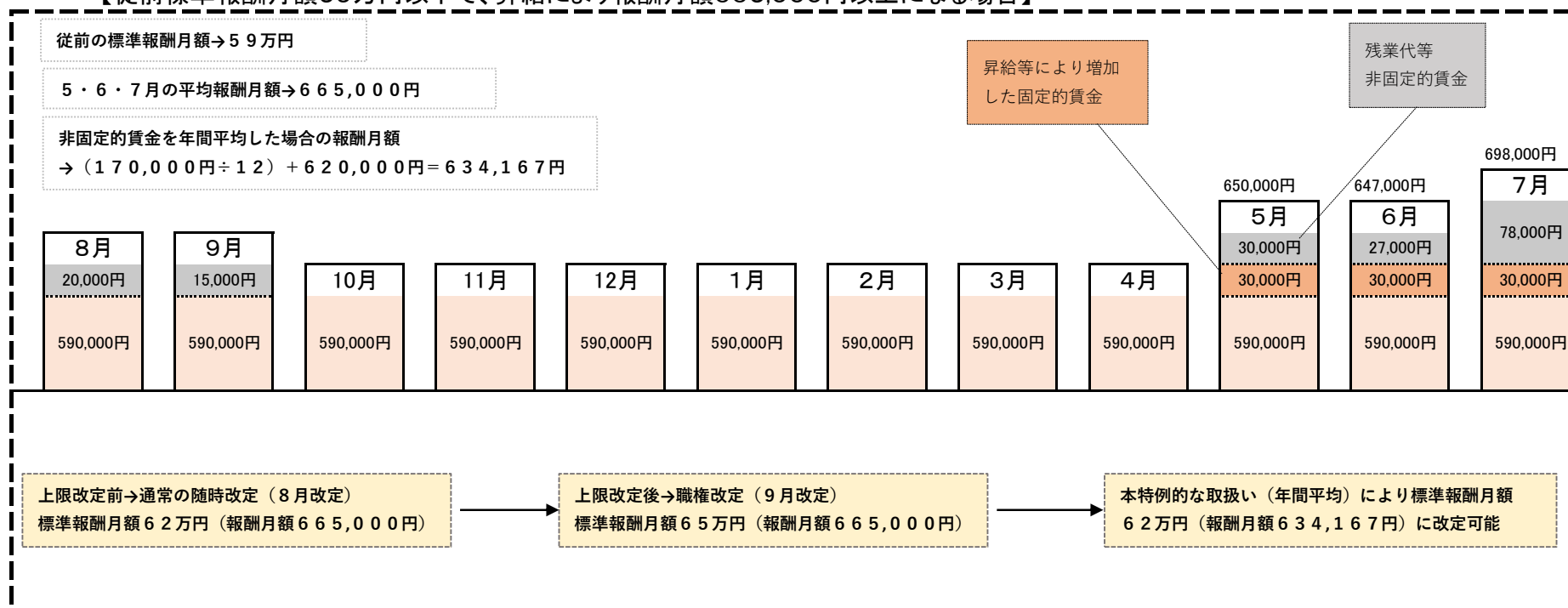
上限改定前の従前の標準報酬月額は59万円であったところ、令和2年4月に昇給等(固定的な賃金の変動)があった。4・5・6月の報酬月額の平均が66万5千円となり、2等級以上の差が生じた。しかし、この時期は業務の性質上、繁忙期で業務が集中する等、非固定的賃金(残業代等)が著しく増加することが例年見込まれていることから年間平均による随時改定を行おうとしたが、年間平均(非固定的賃金を年間平均した場合の4・5・6月の報酬の平均額)による報酬月額と、通常の随時改定による報酬月額(4・5・6月の報酬の平均額)に2等級以上の差がないため年間平均による随時改定を行うことができず、7月改定の通常の随時改定により標準報酬月額62万(報酬月額66万5千円)の等級に改定された。これにより、令和2年9月の上限改定に伴い標準報酬月額が65万円(32等級)となったケース。

※ 年間平均(令和1年7月～令和2年6月)での報酬月額の平均は634,167円のため、実情に合わせて31等級・標準報酬月額62万円に改定することができます。

⇒ 令和2年9月の月額変更(32等級→31等級)を届出することができます。

2.(2) 8月改定の随時改定(昇給等)(年間平均)

【従前標準報酬月額59万円以下で、昇給により報酬月額665,000円以上になる場合】



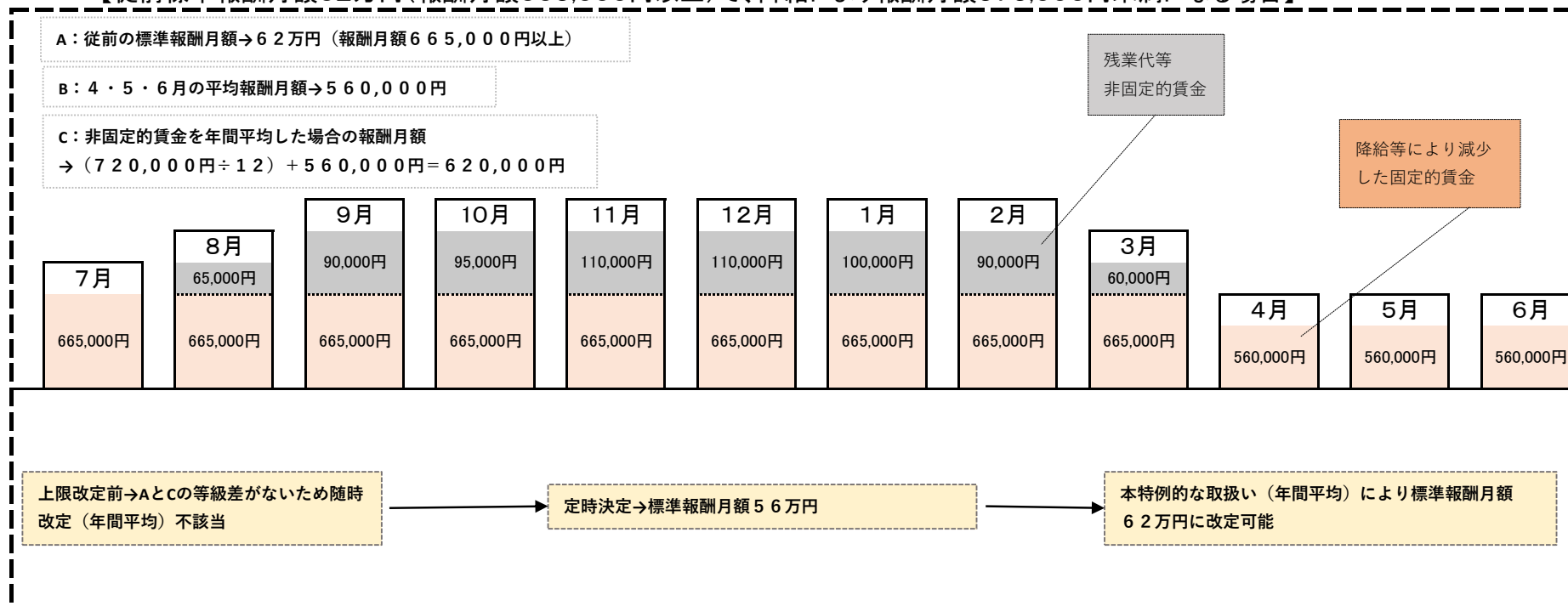
上限改定前の従前の標準報酬月額は59万円であったところ、令和2年5月に昇給等(固定的な賃金の変動)があった。5・6・7月の報酬月額の平均が66万5千円となり、2等級以上の差が生じた。しかし、この時期は業務の性質上、繁忙期で業務が集中する等、非固定的賃金(残業代等)が著しく増加することが例年見込まれていることから年間平均による随時改定を行おうとしたが、年間平均(非固定的賃金を年間平均した場合の5・6・7月の報酬の平均額)による報酬月額と、通常の随時改定による報酬月額(5・6・7月の報酬の平均額)に2等級以上の差がないため年間平均による随時改定を行うことができず、8月改定の通常の随時改定により標準報酬月額62万(報酬月額66万5千円)の等級に改定された。これにより、令和2年9月の上限改定に伴い標準報酬月額が65万円(32等級)となったケース。

※ 年間平均(令和1年8月～令和2年7月)での報酬月額の平均は634,167円のため、実情に合わせて31等級・標準報酬月額62万円に改定することができます。

⇒ 令和2年9月の月額変更(32等級→31等級)を届出することができます。

2.(3) 定時決定後の随時改定(4月降給等)(年間平均)

【従前標準報酬月額62万円(報酬月額665,000円以上)で、降給により報酬月額575,000円未満になる場合】



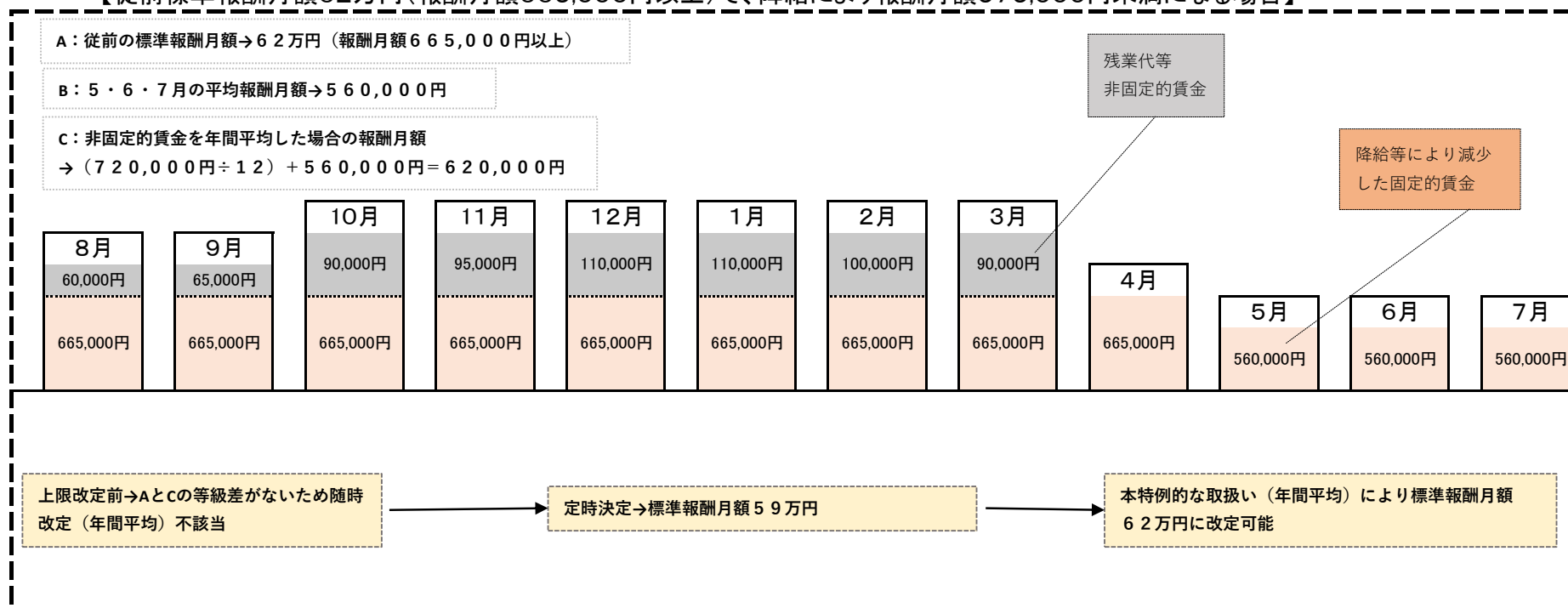
上限改定前の従前の標準報酬月額は62万円(報酬月額66万5千円以上)であったところ、令和2年4月に降給(固定的な賃金の変動)があった。4・5・6月の報酬月額の平均が56万円となり、2等級以上の差が生じた。しかし、この時期は業務の性質上、閑散期で業務が少なくなる等、非固定的賃金(残業代等)が著しく減少することが例年見込まれていることから年間平均による随時改定を行おうとしたが、年間平均(非固定的賃金を年間平均した場合の4・5・6月の報酬の平均額)による報酬月額と、従前の標準報酬月額に等級差がないため年間平均による随時改定を行うことができず、令和2年9月の定時決定により標準報酬月額56万(報酬月額56万円)の等級に改定されたケース。

※ 年間平均(令和1年7月～令和2年6月)での報酬月額の平均は620,000円のため、実情に合わせて31等級・標準報酬月額62万円に改定することができます。

⇒ 令和2年9月の月額変更(29等級→31等級)を届出することができます。

2.(4) 定時決定後の随時改定(5月降給等)(年間平均)

【従前標準報酬月額62万円(報酬月額665,000円以上)で、降給により報酬月額575,000円未満になる場合】



上限改定前の従前の標準報酬月額は62万円(報酬月額66万5千円以上)であったところ、令和2年5月に降給(固定的な賃金の変動)があった。5・6・7月の報酬月額の平均が56万円となり、2等級以上の差が生じた。しかし、この時期は業務の性質上、閑散期で業務が少なくなる等、非固定的賃金(残業代等)が著しく減少することが例年見込まれていることから年間平均による随時改定を行おうとしたが、年間平均(非固定的賃金を年間平均した場合の5・6・7月の報酬の平均額)による報酬月額と、従前の標準報酬月額に等級差がないため年間平均による随時改定を行うことができず、令和2年9月の定時決定により標準報酬月額59万円の等級となったケース。

※ 年間平均(令和1年8月～令和2年7月)での報酬月額の平均は620,000円のため、実情に合わせて31等級・標準報酬月額62万円に改定することができます。

⇒ 令和2年9月の月額変更(30等級→31等級)を届出することができます。

様式コード
2 2 2 1

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届
70歳以上被用者月額変更届



令和 2 年 10 月 4 日提出

記載例

受付印

提出者記入欄	事業所整理記号	00	-	ケ	ト
	事業所所在地	〒 168 - 8500 東京都杉並区高井戸3-2-1			
	事業所名称	株式会社 健保産業			
	事業主氏名	代表取締役社長 健保 良一			
	電話番号	03 (5432) 6789			

※ 本特例的な改定に関する届出は、紙媒体のみで申請可能となります。

社会保険労務士記載欄

氏 名 等

項目	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名		③ 生年月日	④ 改定年月	⑦ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ
	⑤ 従前の標準報酬月額	⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給	⑧ 適及支払額	⑩ 備考
	⑨ 給付	報酬月額		⑭ 総計	⑮ 平均額	
	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計 (⑪+⑫)			
1	⑨ 支給月 ⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計 (⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額
	5 月 30 日	650,000 円	0 円	650,000 円	1,995,000 円	665,000 円
	6 月 31 日	647,000 円	0 円	647,000 円		
	7 月 30 日	698,000 円	0 円	698,000 円		
2	① 15	② 厚年 次郎		③ 7-010610	④ 2 年 9 月	⑦ 個人番号 [基礎年金番号]
	⑤ 健 厚 650	⑥ 2 年 9 月		⑦ 昇(降)給 5 月 ① 昇給 ② 降給	⑧ 適及支払額	⑩ 備考
	⑨ 支給月 ⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計 (⑪+⑫)	⑭ 総計	
	5 月 30 日	620,000 円	0 円	620,000 円	1,860,000 円	
3	① 25	② 健保 太郎		③ 5-600425	④ 2 年 9 月	⑦ 個人番号 [基礎年金番号]
	⑤ 健 厚 650	⑥ 2 年 9 月		⑦ 昇(降)給 4 月 ① 昇給 ② 降給	⑧ 適及支払額	⑩ 備考
	⑨ 支給月 ⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計 (⑪+⑫)	⑭ 総計	
	4 月 31 日	650,000 円	0 円	650,000 円	1,860,000 円	
4	①	②		③	④	⑦ 個人番号 [基礎年金番号]
	⑤ 健 厚	⑥		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給	⑧ 適及支払額	⑩ 備考
	⑨ 支給月 ⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計 (⑪+⑫)	⑭ 総計	
	月 日	円	円	円	円	
5	①	②		③	④	⑦ 個人番号 [基礎年金番号]
	⑤ 健 厚	⑥		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給	⑧ 適及支払額	⑩ 備考
	⑨ 支給月 ⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計 (⑪+⑫)	⑭ 総計	
	月 日	円	円	円	円	

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。